

集合住宅での「ガス料金への設備費用転嫁」実態 転嫁物件3割、告知3割、提案は大家3割・販売店2割

集合住宅で見られる設備費用のLPガス料金への転嫁や液石法による規制事項を、賃貸オーナーや管理事業者、入居者はどう認識しているかを、管理事業者と入居者に聞いた資源エネルギー庁「平成30年度石油製品需給適正化調査」の結果が明らかになりました。インターネットを利用して全国調査し、回答数は管理事業者108件、入居者(2017年6月1日以降にLPガス賃貸集合住宅に入居)が6,590件。

これによれば、転嫁物件は全体の28.7%あり、対象設備は給湯器が88.0%と多かったほか、ドアホン、エアコンも各36.0%ありました。費用負担の提案者はオーナーが27.8%、販売事業者が21.3%など。転嫁を入居者に告知しているのは32.0%で、「伝えていない」が52.0%。入居者の67.8%は料金が「高い」と感じ、48.5%は「料金を見直したい」と思っていました。エネ庁では国土交通省とも緊密に連携しつつ、料金透明化・取引適正化を進めていく方針です。

■エネ庁コメント(概要)

- 管理事業者…「管理事業者は矛盾」「転嫁物件は選ばれなくなる」
①コストを低く抑えたいために、設備費用を販売事業者負担させる管理事業者と、供給契約を獲得するために設備費用を負担する販売事業者の存在があり、設備費用を入居者が負担する慣習が明確になった。→入居者が設備費用を負担する場合は、その旨を確実に伝えるよう働きかける必要がある。
- ②管理事業者は、設備費用の料金への転嫁は「設備費用が抑えられるので良い」(64.8%)と回答する一方で、入居者から「料金が高い」(63.0%)と言われており、矛盾している。
→宅建業者等にも事業継続を念頭においた取り組みを促す必要がある。
- ③今後も、国土交通省等とも緊密に連携して、料金透明化・取引適正化に取り組んでいく。
→設備費用は、販売事業者と入居者の間で交わす帳票の中で明確に記載されていれば問題はないものの、人口減少や住居供給の過剰傾向が進む将来においては、設備料金を入居者に負担させている集合住宅が「選ばれなくなっていく」可能性が指摘される。
- 入居者調査…「販売業界は“選ばれるLPガス”目指し運動継続を」
①料金体系や契約内容を透明化するため、液石法省令改正や立入検査の実施、消費者相談窓口の設置などに取り組んできた。
→この結果、「料金等を知りたい・見直したい・改めて確認したい・条件が許せば切り替えたい」という意識が醸成されつつある。
- ②しかし未だ、消費者にとってわかりやすい情報発信が完全に機能していると言えず、LPガス業界が取り組むべき余地は多い。
→省令改正から約2年を経過した。「選ばれるLPガス」になるには、業界が経営と顧客満足を両立させる運動を継続することが必要である。

災害バルク、流通改善補助金の公募始まる

自衛的な燃料備蓄に向けた「災害対応バルク推進事業」と、LPガス販売事業者の構造改善に向けた「流通構造改善推進事業」の補助金公募が4月下旬から始まりました。災害対応バルクは2018年度補正予算分で8億3,380万円、6月7日に募集開始となる2019年度予算分で23億2,000万円を計上。大型物件に対応する狙いから、新たに「容器・供給設備とLPガス発電機・照明機器ユニット、空調機器ユニット(GHPなど)を同時に設置した場合」(補助金額:1申請あたり上限1億円)が追加されました。

- 災害バルク 「容器・供給設備のみ設置」は上限1,000万円、それに加えて「LPガス発電機・照明機器ユニット、または空調機器ユニットを同時に設置した場合」などは上限5,000万円。ほか、上記を追加。
- 流通構造改善 1申請あたり上限3,000万円。募集は第2回が6月7日(締切:6月26日)、第3回が7月8日(同7月24日)。

立入検査、緊急時・他工事・質量販売など追加

経済産業省(ガス安全室)は、2019年度の立入検査における重点事項を明らかにし、2018年に法令違反により事故に至った項目を新たに追加しました。事故(185件)原因者のうち、販売事業者が21.6%(前年16.0%)を占め、その中には法令違反による事故が14件発生しましたためです。2019年度の立入検査項目は、都道府県所管の販売事業者も同様に進められますので、適法体制の徹底をお願いします。(一部既報)。

- ポイント 前年度の重点事項(9事項)のうち、改善指導がなかった2事項など計3事項を外す一方、「緊急時対応体制」「他工事対策」「消費設備調査」「供給設備」「質量販売」の5事項を追加する。
- 立入検査の重点事項
*カッコ内字は前年度改善指導件数(対象:省・部所管、100事業者・105事業所)、<新>は今年度の新規追加事項。
①保安業務に係る委託業務の内容(16件)
②保安業務の実施状況(40件)
③緊急時対応の体制<新>
④他工事対策等の周知状況<新>
⑤法14条1項に基づく書面の交付状況(4件)
⑥法16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守(7件)
⑦法16条の2に基づく供給設備に係る基準適合義務の遵守<新>
⑧燃焼器等の消費設備調査の実施状況<新>
⑨業務主任者の職務の実施状況(3件)
⑩LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況(12件)
⑪質量販売における基準の適合状況<新>

七協議会、CO事故防止など4保安行動指針決める

経済産業省と6保安監督部の所管事業者でつくる各液化石油ガス協議会で構成する「七協議会」は、平成30年度各種実態調査の結果(回答率100%)をまとめるとともに、これらの保安実態と経産省・2019年度保安対策指針(3月8日)を踏まえた「保安行動指針」を4月16日の保安技術委員会で検討し、2019年度は4事項を重点的に推進することを全員一致で決めました。4重点事項は「CO事故防止」「他工事事故防止」「誤開放防止」「安全な消費機器の普及促進」です。

- 平成30年度実態調査の結果 ガス栓カバー取付け9割に
●ガス栓カバー:取付け89.1%、1口ガス栓等に交換67.9%、その他23.3% ●調整器:交換期限切れ0.94% ●業務用施設:業務用換気警報器設置70.6%、法定周知以外の周知74.3% ●ガス放出防止器:設置率69.8% ●⑤高齢者への保安活動:法定以外活動を実施30.6%

6月プロパン、CP415.00ドル、MB297.07ドルに

6月積み込みCP(サウジアラビア輸入FOB価格)は、プロパン(P)はトンあたり430.00ドル、ブタン(B)は415.00ドルにすると輸入元売各社に通知がありました。前月に比べPは▲18.10%、▲95.00ドル、Bは▲21.70%、▲115.00ドルの下降。一方、米・モントベルビュー(MB)の6月適用プロパン価格(OPIS社発表)は297.07ドルで、前月に比べ▲9.20%、▲30.11ドル下降しました。